

テレワーク・ワーケーション利用促進事業

仙北市では、県外の企業や団体等の社員等が、本市の宿泊施設に滞在しながら『テレワーク』や『ワーケーション』に取り組む場合、宿泊費を助成します。

補助対象者

テレワークの活用を通して柔軟な働き方を推進する企業等に勤める社員等で、以下の全ての要件を満たす社員等。

- (1)法人として既に1年以上の事業活動実績があること。
- (2)企業等から宿泊費を支給されていないこと。ただし、社員等が企業等に本補助金の活用を事前相談し、承認を得た上で、社内規定等に基づき、企業等が支給する場合を除く。
- (3)国・都道府県その他の公的機関から同種の補助金等を重複して交付を受ける者でないこと。
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。
- (5)仙北市暴力団廃止条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。

補助対象経費

市内宿泊施設の宿泊費（食事代は除く）

補助限度額

社員等1人あたりの補助限度額は2,000円/1泊とし、同一社員等が同一年度内に利用できるのは1回までとします。
※限度日数は7泊。